

平成28年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第153号	宝塚市立勤労市民センター条例を廃止する等の条例の制定について	可決 (全員一致)	11月25日
議案第154号	宝塚市立末広駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第155号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第156号	宝塚市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第159号	公の施設(宝塚市立勤労市民センター及び宝塚市立末広駐車場)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第161号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第162号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第163号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第164号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第165号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 平成28年11月21日 (議案審査)

・出席委員 ◎大川 裕之 ○細川 知子 伊福 義治 岩佐 将志
江原 和明 大島 淡紅子 たぶち 静子 寺本 早苗

② 平成28年11月25日 (議案審査)

・出席委員 ◎大川 裕之 ○細川 知子 伊福 義治 岩佐 将志
江原 和明 大島 淡紅子 たぶち 静子 寺本 早苗

③ 平成28年12月16日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎大川 裕之 ○細川 知子 伊福 義治 岩佐 将志
江原 和明 大島 淡紅子 たぶち 静子 寺本 早苗

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第153号 宝塚市立勤労市民センター条例を廃止する等の条例の制定について
 議案第154号 宝塚市立末広駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

(議案第153号)

平成29年12月から開始予定の中央公民館第2期工事の準備作業を同年10月から開始するに伴い、9月末をもって勤労市民センターを廃止し、また、10月以後における末広駐車場の指定管理者を選定するに当たって必要な手続を定めるため、宝塚市立勤労市民センター条例を廃止し、宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部を改正しようとするもの。

(議案第154号)

勤労市民センターの廃止に伴い、平成29年10月以降、末広駐車場単独を管理する指定管理者を選定することに合わせて、駐車場料金について、従来採用していた利用料金制から直接市の収入とする使用料制に変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 中央公民館の建てかえのために勤労市民センターを廃止することだが、同センターが廃止されることによって、これまで利用してきた市内の労働者団体が集まれなくなる。今後、労働者が利用できる施設をどのように考えているのか。また、市の重点課題である労働者施策が手薄になっていくと思うが、市内の労働者の立場をどのように考えているのか。

答1 勤労者福祉を掲げた施設はなくなるが、勤労者を含めて市民が適切な料金で利用できる施設として、公民館やピピアめふ、さらら仁川、アピアさかせがわ、ソリオ宝塚などの貸館を活用していただけたらと思っている。また、労働者施策については、最近では特に障がい者や高齢者、女性などが市内に働く場を求める声をたくさん聞いており、総合計画や夢・未来 たからづか創生総合戦略、現在策定中の労働施策推進計画の中で進めていきたいと思っている。

問2 これから労働者施策がますます必要となってくる中で、市として労働者施策を重視しているのであれば、新しく建設する施設の中に「勤労」の名前を残してほしい。名前が残るとなくなるのでは意識的に大分違うと思うが。

答2 今回建設する施設は、あくまでも中央公民館の建てかえ事業として、勤労者を初め、多くの市民の活動の場となる施設とすることを打ち出しており、利用についてはその方針に従っていきたいと思っている。また、名称についても、公民館として

の名称になると思うが、指摘の件については、常に頭に置きながら、どのようなことができるかを検討していきたい。

問3 目的施設は、さまざまな個別の社会問題や地域課題に対応するため、昭和40年から50年にかけてつくられ、単なる空間ではなく、情報集積や人の交流といった機能を有し、またそこから課題解決に向けた動きも生んできた。今回、勤労市民センターが廃止に至る中で、代替施設を確保していないが、市として勤労者の福祉施設として時代のニーズは終えたものと考えているのか。また、労働者施策の情報を集積する機能のあり方についてはどのように考えているのか。

答3 勤労市民センターの設置目的は、「教養及び文化の向上のための場」と「会議、研修その他の集会を開催するための場」の大きく二つである。御殿山にあった時代は、労働者が集まり、いろいろな活用がされていたと思うが、現在は、一般利用が約7割を占め、労働団体の利用が平成27年度で7%しかない状況であり、本来の目的に沿った役割は少なくなっているものと考えている。一方で、自治体に対する労働者施策のニーズはふえているが、現状は商工勤労課の中で少ない人数が兼務をしながら勤労対策を担っているのが実態である。現状が十分かという難しい面もあるが、ニーズを拾いながら、商工勤労課でできない部分は庁内の他部門や国、県、専門的機関と連携して施策を担っていきたいと思っている。

問4 工事期間中は末広駐車場の収容台数が減るとのことだが、市役所の駐車場で賄うことができるのか。

答4 平成28年度に18台分を増設し全体で121台分となったが、工事期間中は約半分の61台分の収容台数となっている。オーバーフローする分については、市役所の駐車場を利用させていただくよう案内しており、市役所駐車場を活用する範囲で、利用上の支障は生じていないものと考えている。

問5 勤労市民センターは平成29年9月末で廃止され、中央公民館の第1期工事完成部分が同年12月から開館するとのことだが、使う人のことを考えるとその間の2カ月間の準備期間をもう少し短くできないか。

答5 勤労市民センターの供用は8月末で終了し、9月中に同センターの閉鎖に向けての準備を進める。また、その後の2カ月間については、中央公民館の第2期工事が同年12月から始まるが、工事準備として人の出入りを止める必要があると聞いている。また、同センター内にある書庫にはかなり大量の公文書があり、搬出作業にも時間がかかることから余裕を見ている。

問6 3カ月間いずれの施設も使えないことについては、今年7月と8月に説明会を開催し利用団体に周知したとのことだが、勤労市民センターの閉館は来年であり、一

年以上前の説明会だけでは、利用者に周知したとは言えない。引き続き説明会を開催するなどの計画はあるのか。

答6 現在のところ説明会の予定はないが、周知に努めていきたい。

問7 現在の末広駐車場は、開場時間及び休場日について、条例の条文のただし書きに基づいて条文の本文の規定とは異なる運用をしているが、運用に合致した条例の改正を行うべきと考える。今まで条例を改正してこなかった理由は何か。

答7 本来は、条例を改正すべきであると認識はしているが、指定管理者が変わるたびに短い期間で運用が変更されることも考えられることから、条例を改正するのではなく、ただし書きの規定により運用するとの判断をした。

自由討議 なし

<質疑の概要>

問8 勤労市民センター内に事務所を構えている労働組合は、同センターの廃止後どこに行くか決まっているのか。

答8 連合兵庫北阪神地域協議会宝塚地区連絡会と宝塚地区労働組合総連合の2つの労働組合が、勤労市民センター内に事務所を構えている。もともとこの2団体は、御殿山の勤労福祉センターのときから、市が便宜を図り事務所を構えていたが、勤労市民センターは耐震性の関係で近々廃止か大規模な修繕を必要としているため、その期間までとする約束をした上で一緒に移転している。契約は1年ごとであり、閉館に向けて今年度末に退去するようお願いしているが、次にどこに行くかは聞いていない。

討 論

(賛成討論)

討論1 市が労働者施策に積極的に取り組んでこなかったことが、勤労市民センターの労働団体の利用の減少につながったと考えている。今後、労働者施策を進めていくとの答弁もあった。今後、新たな施設については、「勤労」の名称も含め労働者の理解が得られるよう審議が行われることを願う。

討論2 勤労市民センターを廃止する方向になったことは、労働者施策の後退と考える。新たな施設における労働者福祉に関する拠点機能や名称等の十分な検討を願い、賛成する。

審査結果

議案第153号 可決 (全員一致)

議案第154号 可決 (全員一致)

平成28年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第155号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
平成27年3月31日付けで、総務省消防庁から発出された通知を受け、消防法令により設置が義務付けられている消防用設備が設置されていない防火対象物を公表する制度を設けるため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	本条例を平成29年4月1日施行ではなく、期間をあけて平成30年4月1日施行としている理由は。
答1	この公表制度は情報公開制度の一環として行うものであり、公表により不利益を被る場合があるため、対象となる関係者に対して制度の周知を図る期間を1年以上設ける必要がある。このため、本市においては、平成29年3月までに条例改正等の手続を行い、1年間の周知期間をもって、施行日を平成30年4月1日としている。
問2	本市と同規模の他市においても同様のスケジュールか。
答2	この制度は、平成23年に東京消防庁が先立って実施しており、その後、国が制度を導入し、政令指定都市については平成27年4月1日までにすべて実施している。また、管内人口が20万人以上の市については平成30年4月までに、それ以下の市町村については平成31年4月までに実施することとなっている。
問3	対象建物は何件くらいあるのか。
答3	対象となり得る防火対象物は、全体で983施設ある。また、公表対象となる消防設備として、自動火災報知設備が688施設、スプリンクラー設備は97施設、屋内消火栓設備は89施設において設置されている。
問4	改正条例中第57条の3第2項に、「ただし、当該権原を有する者を確知することができないときは、この限りではない」とのただし書きがあるが、権原を有する者を確知できない場合とは、具体的には防火対象物の空き家をイメージすればよいか。
答4	把握している市内の防火対象物については、権原を有する者はすべて確定している。万が一そういった状況が出てきた場合に備えて文言を加えたものである。
自由討議 なし	
討 論 なし	
結 果 可決（全員一致）	

平成28年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第156号 宝塚市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例の制定について

議案の概要

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員の選出が公選制から市長が議会の同意を得て任命する方法に変更となるとともに、農用地の最適化の推進に取り組む体制を強化するために、新たに農地利用最適化推進委員が設けられ、それぞれの委員の定数を条例で定めることとされたため、条例の全部を改正しようとするもの。

併せて、新設される農地利用最適化推進委員の報酬を定めるため、宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 定数の妥当性について

<質疑の概要>

問1 資料では、改正前の農業委員17人のうち、女性の委員が4人と書かれているが、改正後の女性の委員数が書かれていない。ゼロという意味か。

答1 改正後については、平成29年1月以降に募集を行う予定であり、現時点では想定もできていないため、資料には記入していない。

問2 今回の法改正で農業委員は市長の任命制に変わり、市長の意見や意向が強く反映することで、農家の代表という役割が低下するのではないかという思い、また、行政の下請機関になりかねないという思いがあるが、どのように考えるか。

答2 推薦や公募が前提であり、公平性が保たれ、また議会の同意も得るため、市長の独断ということではないと思われる。また、農業委員会は独立した行政委員会であり、独立していろんなことを決めていけるとも考えている。

問3 今まで、地域から選挙で選ばれた農業委員が地域で活躍し、農地パトロールをはじめ地域の農家の意見も聴きながら、地域に根差して農業活動をしてきた。市長は、農業委員の活動実態や農家の思いを把握しているのか。また、選挙で選ばれてきた方のほうが地域のことを知っており、今回の改正でそれらが軽視されてくることを懸念するが。

答3 農業委員会等に関する法律では、市長は、農業委員を任命しようとするときは、あらかじめ農業者や農業団体等に候補者の推薦を求めるとなっており、農業のことをよくわかった方が推薦されてくるものと思っている。また、市長は、その任命に当たっては、推薦の結果を尊重することになっており、農業者の思いは

担保されていくものと理解している。また、市長は通常の農業委員会には出席していないが、過去には農業委員会からの要望を受け、市長との懇談の場を設けたことはある。

問4 農業委員は、定数13人のうち過半数を認定農業者等から出すとのことだが、本市の認定農業者数が21人しかおらず、3年任期くらいで同じ人が継続して選ばれることになると思うが、問題はないのか。

答4 原則として認定農業者等は過半数以上となっているが、省令には3段階の例外規定がある。まず、市内の認定農業者数が委員定数の8倍、つまり本市の場合は21人が13人の8倍の104人を下回る場合は、市議会の同意を得て、それに準ずる者として認定農業者のOBや親族等を入れて過半数としても構わないこととなっている。また、それでも過半数が困難な場合は、市議会の同意を得て、過半数から4分の1以上とする規定がある。さらに、それでも4分の1未満の場合は、農林水産大臣の承認を得ることとなっている。現状においても本市の農業委員は14人いるが、認定農業者の委員は1人であり、平成29年1月の公募の段階で認定農業者の委員数がわかれば、1月末くらいまでに農林水産大臣に承認を得ることも想定している。

問5 条例改正後の農業委員の選出については、今までの選出の仕組みを踏襲するのか。又は、法改正に伴いまったく違った方法で行うのか。

答5 今まで選挙により選出された農業委員の12人は、それぞれの地域から立候補している。今後についても、地域の農業団体等から推薦された12人と公募で選んだ1人の計13人とする考えを持っている。ただし、西谷地域から何人、南部地域から何人といった形での募集は行わないことから、地域的に偏った形で推薦があるかも知れないが、その場合においても選考委員会で選考を行っていくことになる。

問6 中立委員として学識者や弁護士等の中から農業に詳しい方を農業委員に任命しなければならないとのことだが、それは難しくないのか。

答6 農業経営をしていない利害関係者以外の者から1人以上となっており、広く公募しながら、選考委員会の中で審議しながら決定していきたい。

問7 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選出方法は。

答7 本市の農地面積は422.8haであることから、政令により定数は最大で5人となっており、南部市街地から1人、西谷地域から4人としている。委員の選出については、西谷地域の4人については農会等に公募や推薦をお願いし、農業委員と同時期に応募をかけながら、地区から推薦された方の中から選考委員会で決めていくこととなる。

問8 新しく推進委員を置くことにより、現状とどう変わることを期待しているのか。

答8 遊休農地の解消として、農業委員には毎年農地パトロールを実施していただいていたが、必須業務ではなかった。今回の法改正により、農地パトロールが農業委員会の業務とされ、推進委員は、パトロール後の意向調査や管理も実施していく必要がある。また、それ以外にも地域内での農地集約化も推進委員の業務となっており、今までの農業委員会の業務と併せて、推進委員の業務も非常に多岐にわたっていくものと思われる。

問9 南部地域は面積が広いし、農地も離れている。1人の推進委員が担当するのは大変ではないのか。

答9 確かに農地パトロールだけを見ると南部地域は広域にわたるが、それ以外に地域内の話し合いや新規就農者の開拓等の業務も含め、推進委員の地区割りをしている。また、推進委員が1人で対応するのではなく、地区の農業委員と一緒に動くことを前提に考えている。

問10 農家数で見ると、西谷地域は推進委員4人で384戸に対して、南部地域は推進委員が1人で273戸もある。やはり南部地域の推進委員はかなり負担になると思うが。

答10 推進委員設置基準として、担い手への農地の集積率が70%未満となっているが、本市は3%ぐらいしかない状況である。今後、3年ごとの農業委員の改選時に目標を立てながら農地集積の向上等を進める予定である。西谷地域に推進員を4人配置している理由としては、南部地域は集積の対象外であることから、南部地域よりも西谷地域に多くの人を配置している。

問11 農業委員と推進委員を選定する選考委員会の体制は。また、法令に選考委員に関する規定はないのか。

答11 選考委員会は、平成29年2月に開催することになると思うが、選考委員の構成についてはまだ決めていない。他市では、行政機関の部長や農業委員会会長等で構成しており、本市も類似するような形で選考委員会を立ち上げることになるものと考えている。また、法令に選考委員に関する規定はない。

問12 今までは農業委員の定数が17人であったのを、今回、農業委員の定数が13人と推進委員の定数が5人の計18人にしたこと疑問を感じる。減らすべきであったと思うが、農家数と農地面積のここ数年の推移はどのようになっているのか。

答12 農林業センサスによると、農家数については、それぞれ1月1日現在で、平成24年が675戸、平成25年が662戸、平成26年が654戸、平成27年が657戸

<p>となっている。また、耕地面積については、平成 24 年が 413 h a、平成 25 年が 397 h a、平成 26 年が 385 h a となっている。</p>	
自由討議	なし
討 論	
(賛成討論)	
討論 1	<p>今回の法改正で、農業委員会が行政の下請機関にならないかを懸念する。農会には複雑な歴史があり、利害が積み重なってきた農地をどう利用していくかをよく知っている農業委員を選出する意味で、公選制は大きな意義があったと思う。農業委員と推進委員には、定数は今回少しふえているが、農業は厳しい現状であり、地域の農地を守る後継者を育てていく意味でも、定数を削減することなく、本市の農業を守るという大きな役割を果たし、これまで以上に頑張っていてほしい。</p>
討論 2	<p>今の討論とは逆の立場で討論する。西谷地域等において農会等の歴史伝統の中で元からの就農者も頑張っているが、高齢化で農家戸数も減り続かなくなる。一方で、外から来た新しい就農者は大変頑張っているが、古くからの地域の壁があり、若い就農者が育たず、意見が上がってきていないことは大きな問題である。農業を本当によくするためには、外から来た就農者をしっかり地域で守り育てられるよう地域自体を変えなければ、本市の農業は衰退する。せっかく条例をつくり直すのであれば、既成概念をとっばらい、さまざまなことも考えながら、定数も減らし、新しい息吹も入れ、意見がどんどん入れられるような風通しのいい農業委員会をつくるべき。</p>
審査結果	可決 (全員一致)

議案番号及び議案名

議案第159号 公の施設(宝塚市立勤労市民センター及び宝塚市立末広駐車場)の指定管理者の指定について

議案の概要

平成29年4月1日から同年9月30日までの間における宝塚市立勤労市民センター及び宝塚市立末広駐車場の指定管理者として、特定非営利活動法人宝塚NPOセンターを指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 審査結果集計表の審査基準の小項目にある「災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか」の危機管理体制とはどういうものか。また、同項目に対し選定委員5人中3人が10点満点中5点をつけている。選定委員会ではどのような話し合いをしたのか。

答1 危機管理体制とは、緊急対応基本マニュアルに沿って対応することとなっている。選定委員会では、プレゼンテーションの形で申請書類に基づき応募者が説明を行ったが、限られた時間の中で、当該項目についての詳しい説明はなかった。また、プレゼンテーション後も各委員からの質問はなく、また議論することもなかったことから、10点満点中普通の評価である5点になったものと推測している。

問2 危機管理体制というのは、例えるとすれば飲食業が営業許可をとる際に必要なくらい重要な項目であると認識しているが、この時期において同項目がせめて7点以上はとれていないことは根本的な問題であると考えているが、見解はどうか。

答2 5点という点数がよい点数だとは考えていない。応募者に対し、プレゼンテーションにおいて危機管理体制の項目に特化して説明を行うよう依頼をしていなかったこともあり、詳しい説明がなかったとも考えられる。依頼の際に当該項目について詳しい説明を行うよう、応募者に申し伝えるべきであったと反省している。

問3 勤労市民センターは、老朽化等で廃止する施設であり、有事の際は特に危ない施設である。5点をつけた選定委員に疑問に思われた点があったかをヒアリングし、注意して行動できる体制をとっていくべきと考えるが。

答3 指定管理期間が短いとは言え、耐震診断でIS値が低い施設であるので、ヒアリングして、最後まで安全に運用できるようにしていきたい。

問4 先ほどの説明は、新たにプレゼンテーションの中での説明が特に危機管理体制に重点的に置かれたものではなかったためにこういう評価がついたという認識で、今までの指定管理者の評価ではないということで間違いないか。

答4 特定非営利活動法人宝塚NPOセンターは、市と緊急対応基本マニュアルをつくっており、年に2回避難訓練も実施している。そういった内容がプレゼンテーションで十分伝わらなかったことは残念なことだが、対応はしっかりできていると認識している。

問5 利用者アンケートが配布されていない団体があったことから、委員会の答申に、利用者に対して連絡事項がある際は広く周知を図ることを求める付帯事項が付記されたようだが、実態を確認したか。

答5 すべての利用者団体にアンケートを配布したが、一部の団体の代表者にそのことが伝わっていなかったため、配布されていないという勘違いが起こった。実際に当該団体からはアンケート結果の提出がされている。

自由討議	なし
------	----

討論	なし
----	----

審査結果	可決（全員一致）
------	----------

議案番号及び議案名

- 議案第161号 市道路線の認定について
- 議案第162号 市道路線の認定について
- 議案第163号 市道路線の認定について
- 議案第164号 市道路線の認定について
- 議案第165号 市道路線の認定変更について

議案の概要

(議案第161号～議案第164号)

議案第161号から第163号までは、都市計画法に基づく土地の帰属に伴う管理引継により、議案第164号は、管理者事業による整備により、それぞれ新規認定をしようとするもの。

(議案第165号)

管理者事業による整備により、起点地番、総延長及び最大幅員が変更となったため、認定変更をしようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 議案第162号の市道4482号線について、現在は既設の市道と1カ所につながっているが、将来はほかの所からも抜けることができるように考えているのか。

答1 南側については農地に接しており、将来延伸できるように指導している。東側については、境界線まで道路の設置を指導しているが、今後延伸するのは困難であるとする。

問2 議案第164号の市道4484号線について、ホームセンターの横を抜けて堤防上の道路に接続しているが、接続部の道路はT字になっており、そこに車どめをしている。車を回転する場所にするのか。

答2 堤防上の道路は歩行者専用道路になっているため、車どめを設置し、その手前に車返しを整備している。

問3 議案第165号の市道2458号線は、北側から車が入ってくると、右側に住宅が張り出して、カーブ先が見にくく、カーブすると急にポールや少し飛び出していたガードレールがあり、危険である。カーブにミラーをつけられないのか。

答3 ミラーの設置については、道路管理者は慎重に取り扱っている。ミラーによって対向車が見えるため車はスピードを上げることや、人や自転車はミラーでは見えにくく死角となることもある。生活道路については、やみくもに車がスピードを上げるような対応をするのではなく、本当に必要な箇所に限定し、地元の総意

を持ってミラーを設置している。指摘の場所については、現段階では設置していないが、要望があれば、現地を確認し検討したい。

問4 それぞれの市道について、勾配の確認は、工事の検査のときに市の職員も現地で確認を行っているのか。それとも業者任せか。

答4 道路政策課の市道担当の職員が、現地へ最終的な検査に行っている。また、その途中経過において、提出された写真等によっても確認をしている。勾配の取れない市道に対しては、必要に応じて、実際に水を流すなどして確認をしながら、舗装表面の施工検査を行っている。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果

議案第161号 可決 (全員一致)

議案第162号 可決 (全員一致)

議案第163号 可決 (全員一致)

議案第164号 可決 (全員一致)

議案第165号 可決 (全員一致)